

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会会議録

令和5年8月9日 午後 1時50分 開 会

出席委員

|      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 設 楽 健 夫 |
| 副委員長 | 石 澤 正 広 |
| 委員   | 矢 口 龍 人 |
| 委員   | 佐 藤 文 雄 |
| 委員   | 岡 崎 勉   |
| 委員   | 来 栖 丈 治 |
| 委員   | 櫻 井 繁 行 |
| 委員   | 小 倉 博 生 |
| 委員   | 久 松 公 生 |
| 委員   | 櫻 井 健 一 |
| 委員   | 鈴 木 貞 行 |
| 委員   | 服 部 栄 一 |
| 委員   | 鈴 木 更 司 |
| 委員   | 塚 本 直 樹 |
| 委員   | 井 出 有 史 |

欠席委員

な し

出席説明者

|           |         |
|-----------|---------|
| 市民部長      | 根 本 和 幸 |
| 環境保全課長    | 越 渡 貴 之 |
| 環境保全課課長補佐 | 飯 島 裕 市 |

出席書記名

|       |         |
|-------|---------|
| 議会事務局 | 折 本 尚 充 |
| 議会事務局 | 川原場 智   |

## 議 事 日 程

令和5年8月9日（水曜日）午後 1時50分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 霞台厚生施設組合負担金に係る調査  
・霞台厚生施設組合からの意見書
  - (2) その他
3. 閉 会

---

開 会 午後 1時50分

### ○設楽健夫委員長

それでは、2時10分前になりました。これから会議を始めさせていただきたいと思います。

本日は、暑い中、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、市民部長、そして環境保全課長、環境保全課長補佐も含めまして参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、最初に書記の指名をさせていただきます。議会事務局、折本尚充君、同じく川原場智君、兩名をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

本日の日程の前に、委員の皆様にご報告申し上げます。

前回、令和5年5月26日の本委員会の際、決定しました霞台厚生施設組合への質問書の送付についてでございますが、令和5年6月19日付で霞台厚生施設組合へ質問書を送付し、6月30日付で回答がございましたので、本日はそれらの資料に基づき調査を進めてまいりたいと思います。

また、今回までの調査を基に、報告書を取りまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の日程事項に入ります。本日の日程は会議次第のとおりであります。

なお、会議資料につきましては、タブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

本日の事件は、霞台厚生施設組合負担金に係る調査についてであります。

まず初めに、質問書に対する霞台厚生施設組合からの意見書、これ意見書という形で回答が来ております。タブレット端末に提出されました資料を登載しておりますので、まずお目通し願いたいと思います。

暫時休憩いたします。 [午後 1時53分]

### ○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時03分]

最初に、環境保全課のほうから、これまで携わってきたと思いますので、意見ををお願いしたいと思います。

### ○環境保全課長（越渡貴之君）

委員長に作成いただいた霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会、調査報告書（案）ということでこちらに掲載がある13ページから15ページにかけてなんですけれども、違法であるとか、法令違反であるというような表現が幾つか見られるんですけれども、その辺の表現というのがどうなのか。

○設楽健夫委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時05分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時06分]

○環境保全課長（越渡貴之君）

質問に対しては組合から、こちら側が期待するような内容のものはご返答いただけなかったというところでございます。内容はご覧いただいているとおりの形になるんですけども。

○設楽健夫委員長

1と2と3という形で、1について、2について、3についてということで見解をお願いします。

○環境保全課課長補佐（飯島裕市君）

それでは、質問が3点大きく分かれておったかと思いますが、それに対する組合のほうの意見、まず1点目、負担する根拠についてというような意見が出てまいりました。その内容といいますのが、資料のほうで言いますと意見書ですね。

質問書に対する意見の1点目は、霞台厚生施設組合は、この解体事業はごみ処理広域化事業の一環であり、組合規約第3条（2）に関連する事業と位置づけたということで意見が出てまいりました。こちら、組合規約を確認しますと、解体する焼却施設に関連する事業の整備という文言が書かれているところでございますが、組合が主張するのは、関連する施設の整備の中に、恐らくこの解体してストックヤードをつくると。その一連の整備というところの中に該当するんだよということです。ただ、こちらの見解につきましては、整備という言葉の中に霞台厚生施設組合の旧施設の解体まで含められるものかどうかというようなところについては疑義はあるかと認識される場所もでございます。

また、意見書の1ページの中段から後半につきましては、こちらについては十分な協議がされたということが意見書の中には書かれてございました。それは正副管理者会議に当たっては事前に資料を提出して、また正副管理者会議の中でも協議をしたというようなことが書かれてございますが、実際には解体ということに対して議事にするというような事前のデータはございませんでしたので、正副管理者会議において、1回目は令和2年の1月29日の時点では唐突に持ち出された議事であったことがうかがえます。さらに2回目、3回目と解体に係る協議が進んでいくわけですけども、その中でも組合の見解としては、最初に議事にした令和2年1月29日の時点で結果は合意をいただいているというような認識がこの意見書には書かれておりましたが、実際のところは茨城町長も当時のかすみがうら市長も合意はしていなかったのではないかなというところで疑義が若干残るような内容かなと認識しております。

また、2番の土地についてという土地問題でございますが、解体費と土地の取得代金を比較され、その中で解体費のほうが安いということで正副管理者会議の中では事務局から説明がありまして、特に異論がなく、承認という形になったわけですけども、今回の意見書の中で土地については組合加入時から土地問題は存在していないというようなことが明確に書かれてまいりました。こちらは土地代を払う必要はないというふうにも読み取れるものかと思いますが、でしたら、解体費と土地代をそもそも比較すること自体が若干不適切だったのかなというふうに思われます。ですので、土地についての問題がなければ、当時の正副管理者会議の中でもそのような資料を出すべきではなかったと思われまして、それに基づいて決定がされたとすれば、若干この決定自体にも錯誤のようなものがあるのかなというふうな認識がございまして。

3点目の規約についてでございます。規約につきましては、規約に書かれているとおり、組合の議決をもって市の分賦金は決まるというということでございますが、規約に基づいて議決されておりますのは、

厳密に申し上げればなんですが、予算項目で言いますと款と項だけでございます。ですので、摘要など、その他の詳細につきましては議決を得ているというわけではないということが全国市長会の弁護士からも助言をいただいているところがございます、その点を質問のほうで投げかけたというようなことかと思いますが、意見書のほうに回答があったのは、あくまでも予算書として予算を議決いただいているから問題ないというような回答でございました。こちらにつきましては、厳密に申し上げれば、申し上げたとおり款、項しか議決項目にはなってございませぬので、解体費に係る部分だけの問題ではないという問題になってしまいますので、ちょっと大きな問題になってしまうかと思うんですが、全て議決を得たもので分賦金が決まるというようなことが規約に書かれている以上は問題とさせていただくような内容なのかなというふうに認識いたしました。

内容につきましては以上です。

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

質問に対する意見に対して、1、負担する根拠及び2、土地について、及び3、規約についてという項目で環境保全課のほうからの見解ということが出されてきましたけれども、この点について議論をしていきたいというふうに思いますけれども、意見を求めます。

○櫻井健一委員

土地の問題の比較された土地代といったところがもう根本的に答えが返ってきていないのかなと思うんですけれども、私のほうで会議等の報告書を以前に出していただいた中の令和2年5月7日の答弁の中で、霞台厚生施設組合の小美玉市から無償譲渡された土地を除いた土地の面積は約3万5000平米ある。土地の評価額は平米当たり1万5000円程度と記憶してあるというような内容の文面があって、これに対する1万5000円の根拠はなんだったんだろうというようなお話から、土地代の根拠について何うというような質問が出たんだと思うんですけれども、そもそも土地の問題がないというような回答が返ってきて、そこの回答にも至ってないというところと、あと、天秤にかけたような印象を与えてしまった資料を作成したこと、そういうような誤解を与えてしまったような説明があったとしたならば、事務局を代表してまずはおわびをというような文面が入っていますけれども、これは同じく会議等の報告の中で、令和2年6月1日のいずれにおいても土地費用を負担するよりも解体費用を負担していただいたほうが負担は少ないと思われるというような会議録の中で報告があります。これを天秤にかけたような印象と思われたのなら、ということで謝罪があったということは、そもそも天秤にかけて、2つの項目をかけてないというような回答が返ってきているように思うんですけれども、これはどういうふうに解釈すればよろしいんですかね。

○設楽健夫委員長

環境保全課のほうで答えがあるところだと思いますのでよろしくお願いします。

○環境保全課課長補佐（飯島裕市君）

暫時休憩してください。霞台厚生施設組合の回答内容なので、申し訳ありません。

○設楽健夫委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時16分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時18分]

○佐藤文雄委員

今回の霞台厚生施設組合の執行部の意見というのは、質問書に対する回答に全くなっていないというこ

とだと思っんですよね。まず、負担についての根拠という、この根拠を示せることができない。議決をしたということだけでしょう。2番目の土地については、これはびっくりするようなことを言っている。それは平成27年のかすみがうら市の当組合加入時においても、現在においても当組合の土地に関する問題は存在していません。これは我々がずっと言ってきたことだよね。これを相手が認めたということになるんだよね。だから、それがこれは非常に今回の意見のほうで霞台厚生施設組合が逆に我々の声というか、質問に対してこういうふうな意見を言ったということは、私たちのほうが正しかったということの証明なんじゃないかなというふうに思っんですよね。

規約についてもそちらで言ったように、款と項、根本的な弁護士さんの負担金に関わる問題についての回答にはなっていないということだと思っんですよね。そういうことを踏まえて、報告書をまとめていくということしかないんじゃないかなということです。

○設楽健夫委員長

今のはまとめ方のところにも入っっていますけれども、そのほかご意見を求めたいと思っいます。

○櫻井繁行委員

お疲れさまです。

これだけまず報告書をしっかりまとめていただいた委員長、副委員長に感謝したいと思っんですが、先ほど環境保全課課長補佐がしっかりと勇気のある答弁をいただいたなというふうに思っっています。かすみがうら市として、おかしいところも霞台厚生施設組合にあるんじゃないのかという、この3つの項目に対してもいただいたということで、非常に実り多い会議だなというふうに思っっているんですが、やはりそろそろこの調査特別委員会も落としどころを見つけて、着地点を見つけて報告書を提出をして、終わりにするところだと思っんですよね。これは繰り返しになりますけれども、どこに法的根拠とかエビデンスを求めるかというところで、霞台厚生施設組合側からすれば、もう構成市の議会において議決いただいていると、これの一点張りですよね。これが全てのエビデンスだというのが組合の言い分というか、主張だと思っんですね。そこに対して我々はもともと具体的な議題として上がってないじゃないかと。これももちろん我々は正論でいいと思っんですけれども、本当にこれどこまで行っっても平行線ですから、最終的には報告書にも委員長のほうで入れていただいたように、監査委員がおっしゃっているような法的処置も考えていかなければいけないのかとか、その辺はもう執行部側というか、執行権のある市長と組合側でやっていただくことになってくるので、我々とすれば、もうこの辺のところでも落としどころをつけて、あとはその報告書の書き方の問題だと思っんですけれども、やはり違法性があるとか、そういう過激な文章を明記するのもいかがかな。これは私の意見ですけれども、先ほど環境保全課長もおっしゃっていたように、あまり違法性があるとか、その辺の文章のところは少しオブラートに包みながら、我々のこの調査特別委員会として主張をしていければいいのではないのかなと。本当に落としどころを見つけて、いよいよ風呂敷を畳む段階に来ていると思っいますので、そのような形で進められればいいのかなと思っましたので、意見を言わせていただきます。

○設楽健夫委員長

今まで委員会を開催してきまして、今日で5回目の委員会になります。3回目の情報公開資料の問題のところまでは前回の会議で議論して、それでもやはり質問書を出していこうと。事務組合のほうで質問書に対しては回答する準備がある旨を含めた会議の内容がありましたので、こちらで出させてもらったと。今、意見という形で質問をしていったんですが、回答ということではなくて、我々が出していった質問項目に対して一つ一つ回答するというのではなくて、意見書ということで今までご発言がありましたように、霞台のほうからの1、2、3という形で出てきたと。その内容についても多分にやはり

疑義があると。納得がいかない。そういう内容が繰り返されているというようなことでここまで来ていますけれども、今、その中で、櫻井繁行委員のほうからそろそろまとめに入って、執行部のほうに委ねていってもいいんじゃないかというようなご発言がありましたけれども、この点含めて発言を求めています。

よろしいですか。

では、私のほうで議会事務局及び執行部、様々な主張等も含めまして、御意見をいただきながらまとめてきましたので、その報告に入らせてもらってよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

よろしいですか。そちらのほうに入ります。

途中、差し替え、訂正、ご意見いただきまして、差し替えるところがありますので、3枚ほど資料を配りますので、資料の中で置き換えて読んでいただきたいところがありますので、よろしくお願いします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時26分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時28分]

それでは、途中で今お配りしましたところに差し替えていただくところがありますけれども、それは説明します。

それでは、タブレットの方、共有でお願いします。1ページ。

報告書ということで、これは合作ですけれども、調査報告書(案)、記ということで、本委員会設置の趣旨、これについては一番下のところに結論が書いてありますけれども、ゆゆしき事態は本市議会でも看過できないと思われる。ここに至った経過等を明らかにした上で、積極的に事態の打開に当たっていく必要があると思われることから、当該調査特別委員会の設置を願い出るものであるということで、この会議が開催されています。委員会が3月24日に設置された。調査対象は霞台厚生施設組合解体費負担金、解体費というところをまとめるときに入りたいと思います。

次のページをお願いします。一番下。調査対象、霞台厚生施設組合負担金とありますけれども、ここが負担金では大き過ぎますので、解体費負担金の解体費を入れさせてもらいます。

次のページをお願いします。

委員会の開催状況。

5番目の参考人、説明員の出席等。

6、調査内容、これはかすみがうら市執行部、霞台厚生施設組合の見解についてということで、別紙参照とありますけれども、下の項目のことです。2つ目に、かすみがうら市の監査報告書、あとは霞台厚生施設組合の旧焼却施設の解体費に係る問題点(市の考え方)、これはガルーンのほうにもアップさせていただきます。その内容は、霞台厚生施設組合の負担金のかすみがうら市負担分が決定された開示資料ということで、環境保全課から2023年4月13日にアップされた資料がその1、2023年4月13日の02というのがその2です。これはこちらのほうで4月13日と5月26日でちょっとダブって掲載している項目もありますけれども、それは中身で判断をしていただきたいと思います。その後、5月26日に情報部分公開決定通知書が出されています。これは土地問題と解体費用とか議論しましたよね。その内容です。内容はガルーンに出されている順番にそのまま掲載されていますので、その資料で02、03、5月26日の01で解体費用について、これは令和2年度、令和4年度までという形で、これは市のほうでまとめてもら

ったもの。5月26日、部外秘で、現在までの経過説明と参考資料について、環境保全課、その1、その2ということで、この先ほどダブっているというのは、4月13日の資料と5月26日の1、2と、ここがちょっとダブっていますんで、この点はちょっと整理していきます。

次のページ、調査経過及びその結果、4月13日に開催された本委員会において、市執行部から霞台厚生施設組合負担金に関わる現在までの経過説明を受け、霞台厚生施設組合の旧施設の解体費に関わる問題について宮嶋市長から市の考えを伺ったと。次回の委員会で参考人出席を求めることを決めていったと。

あと、開示された部外秘資料ということで、ここにその1とその2、その中身について、その下、その中身ですけれども、経過、見ても分かりますように、航空写真がありましたよね。その後、協定の締結した内容、平成27年の4月、ここが出発点ですけれども、規約、ここに重要な内容が書かれています。それは、第3条に、現行の旧施設については、石岡及び小美玉市がこれを運営していくと。始末もするという項目が書かれた内容なんですね。ここは霞台厚生施設組合が一貫して回避しているところの内容ですね。その後、4月25日、協定締結ということでありますけれども、ここにも土地問題、解体費用については記載されていないと。令和3年の4月の規約についても同様な内容であったと。令和4年2月18日、霞台厚生施設組合の議決で予算書が出てきます。あとは令和4年ですね。あと、住民監査請求に基づく監査結果が参考資料の10で出てきます。この辺はずっとあと、その下は督促状も全部一応資料として出ていますんで、これはそのままこちらのほうでガルーンに掲載されていて検討してきた経過ですから、そのまま載せてあります。

次のページ、今度は、その上の令和5年度かすみがうら市当初予算、かすみがうら市顧問弁護士結果通知書、これも載っています。これも前回で見ていただいた内容です。

開示資料、市民部環境保全課提出資料ということで、霞台厚生施設解体費と土地取得費の比較パターン、出てましたよね。規約・協定書に解体費及び土地代に関する記載はなかったと。これもその資料の後ろに環境保全課のほうで調べていただきまして、協定書及び、中に今まで出されている協定書の中に土地問題と解体費用の記載はなかったという報告が出されていますね。そのことについては、協定書も全部提出していただきまして、確認してきています。あと、循環型社会形成推進交付金事業実施計画書ということで、全体の解体費とか、そういうものの計画表が出てきていたと。施設概要も出たと。令和4年。令和5年度の霞台厚生施設組合予算書の中で、今までの7億7000万円がこの段階に来て、12億数千万円にはね上がっていると。1.6倍という資料が予算書で明らかになったと。

あと、次は開示された正副管理者会議の会議録。今までは開示されていなかったんですけども、やり取りの中で開示されてきたと。令和2年の1月29日の会議の内容、第2回目が令和2年5月7日、第3回目が令和2年の6月1日というふうになります。その内容は、重要な内容なんで、その下に令和2年1月29日、令和2年5月7日、令和2年6月1日ということで、詳細に令和2年1月29日にどういうことが話されたのかという、この辺は重要なところですけども、茨城美野里環境組合の解体については小美玉市・茨城町による費用負担、霞台厚生施設組合の解体については4市町で費用負担とすることを確認いただきたいというところから始まって、その下、坪井市長あるいは小林町長が納得できないと。使ったところが払うんではないかという発言が会議録の中に載っています。

すみません、令和2年の開示資料というところの5月26日、ここにただずらずらっと書いてありますけれども、ガルーンの資料の中に「情報公開部分決定通知書」というふうな表題で、表の番号も資料6の1、資料6の2、あと環境保全課差し込み資料ということで出てましたので、ここをこういうふうに変更していただきたいということです。

その下の出典をここで明らかにしていますので、というのはガルーンの資料と同じような並べ方に整理しましたので、この差し替え資料はこういうふうに最終的にはまとめていきたいと。中身は変わってません。

次のページ、お願いします。

茨城町には明確に震台厚生施設組合について3市1町で負担とするという議論はしていないのではないか。疑問が残る。理屈が通らない。ところが、管理者は了承を確認したというところでまとめて、それ以降の意見書についても最初から了解されていたんだという書き方になっているんですね。これはここを根拠にしているのかどうか分かりませんが、そんな内容です。令和2年の5月7日になると、茨城町が再協議することを提案すると。土地に対する評価とか解体に対する評価をし、負担金をきちんと算出するのが正しいやり方である。かすみがうら市も前坪井市長、解体は利用していた自治体が行うのが常識だと考えていたが、震台厚生施設組合については3市1町で解体することで筋としてどうなのか。再協議していただきたい。ここでも承認はしてないんですね。令和2年6月1日になって事務局が現在の震台厚生施設組合の土地の共有化をした場合、構成団体に入っていないかすみがうら市と茨城町を着色している。色ついていたんでしょうね。それらを考慮した結果、いずれにおいても土地費用を負担するよりも解体費用を負担していただいたほうが少ないと思われる。承認ということで、進んで、その後は議決した、議決したということが繰り返されるんですね。

その後の経過という意味では、宮嶋市長が就任したと。正副管理者会議でかすみがうら市が負担金は支出できないよと。10月31日に住民監査請求があったと。11月14日にかすみがうら市が震台厚生施設組合に対し、負担金の一部支払いの猶予の依頼をしたと。それに対して猶予が決定された。12月13日に監査委員からの監査結果報告で支払うべきでないという監査報告が出された。12月21日にかすみがうら市が震台厚生施設組合に対し、監査結果を尊重し、猶予いただいた負担金を支払わない旨を通知したと。

次のページをお願いします。

今度は令和4年の12月21日、正副管理者会議が開催されて、この内容については、重要な今までの内容のところがかすみがうら市が震台施設解体事業について、地域計画が変更になったということが約12億円に上がった違いについて説明していただきたいというふうに言ったんですね。これは宮嶋市長かな。設計課が設計前であるため、概算費用という形で解体費用を税込み8億円で載せていると。施工管理費と設計費を含めたものが事業費であり、今回計上した解体費の予算は12億円に上がっていると。今回は改めて設計し、業者に現地確認をして、12億円という見積りで実際発注に近い数字となっていると。だから、土地との比較で解体費を安く計上していたということですよ。かすみがうら市が今度新たに作り直した約12億円の解体費の見積書の詳細について資料の提出を求めると。この時点で令和2年6月1日、震台厚生施設組合管理者会議の承認費用は8億円から12億円に変わり、天秤資料の前提が揺らいでくると。事務局、平成28年8月22日締結の協定書の第4条のただし書きに基づいた新たな協議によって、正副管理者会議の中で2回了解を確認した上で、3市1町負担で解体費を負担していただくことを決定していると。ところが、かすみがうら市、監査結果に対して支払いはできないと。茨城町も本来負担する必要はないと。施設を使用した構成市が解体するのが当然のことで、予算をもう一度検討していただきたいと。茨城町、土地に対しても不公平ですから、公平感で考えれば土地の代金を払っていないと。なので、公平にやるのであれば清算しなくてはならないと思ひ、解体の支払いに納得したと。何か分からない。かすみがうら市は、当時約8億の概算分が、現在約13億円に上がり、なぜこんなに上がるのか不信感がある。天秤にかけたということであれば、その前提さえが崩れていると。12月の変更で、そも



そも土地の負担を求めるのであれば、広域化するときに条件に入れるべきであったのではないかと。土地の問題が未解決であるならば、それはそれとして協議したいと思うと。茨城町は、話合いの過程で出たので、それなら私らは土地を負担しない代わりに解体のほうは、新施設を建てるために解体するので、それに同意するという整理していると。土地代、解体費についての議論はそのときまで一度も起きていない。茨城町、それは参考資料として、比較検証のために出したもの、それを天秤という言葉で言うからおかしくなる。かすみがうら市、土地代金との比較表に参考資料の数字を当てはめてどのくらいになるか教えていただきたいと。土地の金額については示したとおりと。天秤にかけたような印象を与えてしまった資料を作成したこと、そのような誤解を与えてしまうような説明であったとしたならば、事務局を代表しておわびしますということで、一旦ここで比較資料についてはおわびをしますと。だから、おわびはしますということを表示したと。

その後、今度は規約の議論に入っていきます。かすみがうら市、霞台厚生施設組合旧施設解体について、全国市長会の顧問弁護士に伺ったところ、規約で分轄金の決め方が議会で議会の議決によるとしてあるが、実際にはどういう形で議決されたのか。規約に従った分轄金の議決は、当初予算案として示し、議決いただいている。かすみがうら市、議決で縛られるのは、款、項までで、実際に市の分賦というのは議決されていないと。かすみがうら市、組合規約には、組合の議決が必要としているので、議決した経緯があるかどうか確認してほしいと。負担割合だけでなく、旧施設の事業に係る費用は、誰が負担するのか、決めていなければ大問題と指摘を受けているので確認をしていただきたいと。

次のページ、お願いします。

ここで事務局は規約違反となっていない前提で改めて確認しますという回答をして、ここでは終わっています。

というようなやり取りがあって今日に至っているんですけれども、令和4年の12月27日から督促状等の資料がずっとこういうふうに出されてきています。

8番目で、情報公開請求による公開資料の分析、これは前回やっていますんで、その内容をそのまま書いています。

次のページ、お願いします。

内容としては、その下のほうの情報公開3項目の内容に入っていきます。天秤資料ですけれども、ここに解体費用が5億2718万4000円ね。解体費用、こういう記載があって、過去の事例を基に積算した設計額は7億7000万だと。令和5年予算額では12億3000万、当市案分1億4000万、解体費用、これは12億3200万。3番目で、旧茨城町の費用内訳は6億7900万。ここは受益者である茨城町と美野里町で案分という内容が開示資料の中で出てきたと。

9番目として、5月2日付で、再度参考人出席を求めたことに対して、次のページ、お願いします。霞台厚生施設組合の事務局長等2名に対して、参考人として出席できる日時の照会をしたんですが、出されてこない。

今度は10番目として、霞台厚生施設旧施設の解体に係る問題点、質問と回答の分析ということで、これは今議論してきたところだから飛ばします。

次のページ、お願いします。

これは環境保全課のほうにもご意見を伺ってまとめたものですから、先ほど話された内容とほぼ同じです。

次のページ、お願いします。

意見の検討(案)ということで、これも今議論してきた内容ですから、通してください。ここに先ほ

ど環境保全課課長補佐からありましたけれども、意見書の中に組合意見書に記載のあった正副管理者会議における事前の配付資料の確認についてと、毎回ちゃんと送っているよという内容ですけれども、あったのは下段のほうの黒く塗ってある第2回正副管理者会議における指示事項について、資料6-1、6-2というのは天秤資料のことです。それがあったのみで、あとはないと。その都度やっていますよというふうに書いてあるけれども、実際はそうでないと。

その次のページをお願いします。

11番からまとめに入っていきますけれども、特別調査委員会の調査結果報告ということで、まず最初に、監査報告書がこう述べていると。そのまま書いてあります。結論まで書きました。令和4年12月13日。加えて、調査の結果、以下が明らかになったと。

1、霞台厚生施設組合正副管理者会議の会議録から、3回の正副管理者会議が開催され、再協議が求められ、3回目の会議において、土地負担額と解体費用の比較天秤資料により、承認とされる経過が明らかになった。このことは意見書の説明と相違すると。

2、また解体費用は、令和5年度予算額で1.6倍にはね上がり、天秤費用の比較は解体費用承認の便宜的な恣意的偽装であったと言わざるを得ないと。

3、解体費に関わる協定書を確認することはできなかつたと。事務局は、規約に従った分轄金の議決は、当初予算案として示し、議決をいただいているとしているが、議決で縛られるのは款、項までで、実際には市の分賦金というのは議決されていないと。全国市町村会顧問弁護士の見解。

4、かすみがうら市は、組合規約には、組合の議決が必要と記してあるので議決した経緯があるかどうか確認してほしい。先ほど言った内容ですね。負担割合ではなく、旧施設の事業に関わる費用は、誰が負担するのか決めていなければ大問題と指摘を受けているので確認していただきたいと。規約違反となっていると思うので調べていただきたいと答弁を求めているが、事務局は規約違反となっていないという前提で改めて確認するとのことで、確認作業に入っていると。

5が、土地問題は平成27年のかすみがうら市の当組合加入時において、現在においても、当組合の土地に関する問題は存在しておりませんとの意見書の回答となっていると。天秤資料として土地負担額が提出されるが、整合性がなく、4市町解体費用負担の承認はその前提が崩れていることになるのではないかと。

6、令和2年6月1日付霞台厚生施設組合規約にある第3条、ただし第3号から第5号までに掲げる事務については、石岡市及び小美玉市に限るに対する弁明は確認できなかったということで、この項目については、ちょっと訂正させてもらっていますけれども、崩れているところとはちょっと強過ぎるので、疑われるというふうに変えていきたいと思っています。

あと、一番最後のところに、3号から5号までとありますが、関連するのは3号と4号なので、3号は、石岡市及び小美玉市のごみ処理に関すること、第4号、現に組合が有するごみ処理施設の設置及び維持管理に関することということが規約に載っているんですね。これはみんな配られていますよね。

それで、その上の2のところに戻ってもらえますか。解体費用のところは、今修正のところでも赤くなっていませんけれども、読み上げますと、また、解体費用は令和5年予算書で1.6倍にはね上がり、天秤費用の比較は解体費用承認の便宜的行為であったと思われる。事務局は、天秤にかけたような印象を与えてしまった資料を作為したこと。そういうような誤解を与えてしまうような姿としたならば、事務局を代表してまずはおわびしますと謝罪するに至っているというふうにとちょっと柔らかくしました。

その次のページ、お願いします。

以上の結果から、委員会は以下勧告します。この内容は、記として、1、監査報告書のとおり、今回、

請求の対象となっている施設は平成27年4月霞台厚生施設組合同規約のとおり、石岡市並びに小美玉市の2市で使用されていた施設であり、かつその時点で、かすみがうら市が構成団体でなかったことは明らかであり、当該施設から何ら受益がなかったことは明白であると。地方財政法の趣旨を踏まえれば、旧施設の解体に関する経費は、原因者であり受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきものであると。

調査の結果、旧施設の解体費用をかすみがうら市が負担する明白な説明はなく、旧施設解体及び土地に関する協定書も確認できなかつた。ましてや、その決定過程は法令違反であり、ここを柔らかくしなさいとあったね。ここは作為的と言わざるを得ない。法令違反を消してしまえばいいんだ。作為的と言わざるを得ない。土地負担額と後に1.6倍に膨れ上がる解体費用を天秤にかけ承認させる事務局の行為は、コンプライアンスに反する、あってはならない行為と言わざるを得ない。

よって、監査報告書に基づき、霞台厚生施設組合に地方自治法に従い、霞台厚生施設組合解体費負担金、ここに解体費を入れます、負担金の市負担分の再協議を勧告するものであるとありますけれども、求めるものであると。

その次のページ、最後です。

2で土地負担金が天秤資料として提出されていると。既に取得済みである霞台厚生施設組合の用地代については、平成27年度から構成員となった時点の経過を相互に確認し、構成4市町での意見を聞いた上で整理していくことを求めると。もう一回整理してくださいと。所有権の問題含めて。

3番目が、調査委員会は、霞台施設解体費用のかすみがうら市と茨城町の支払について監査委員会報告に基づき、第3者機関の判断に委ねることを考慮すべきと考えるということで、様々なところに執行部に調停を求めていってはどうかということで3つの意見としているということで、今ありましたところの柔らかくするところについては、最終的に文章を整理してまとめていきます。

○環境保全課長（越渡貴之君）

茨城町の名前が入っていますけれども、これはかすみがうら市の調査特別委員会だと思うので。

○設楽健夫委員長

分かりました。

かすみがうら市の支払いについてにするんですね。

○環境保全課長（越渡貴之君）

はい。

○設楽健夫委員長

茨城町のことは他の町のことなので、こっちは入れない。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

今ご指摘ありましたとおり、そうします。

3のところについて、かすみがうら市と茨城町を削除します。かすみがうら市の支払いについてにします。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

ということで、全体をまとめて執行部のほうに3番目のことを含めてちょっと調停に入っていたきたいということで当委員会としては結論を出していきたいという意味での今までの経過報告と資料も環境保全課のほうで大変努力していただきまして、開示資料もたくさんいただきまして、まとめることができましたので、そういうふうにまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員

5のところで、土地の問題はといったところで、天秤資料と土地の担保額の整合性がといったところで、一番最初に説明したところはここで解決されたんでありがとうございますということと、あと、督促と催告書がかすみがうら市に出されておりますが、この問題がはっきりするまでそういったことの請求をやめていただくといったところの項目なんかは入れなくても大丈夫なんですかね。再協議ということで大丈夫なんですか。

○設楽健夫委員長

再検討を求めるという中に全部含まれてくると思いますんで、再検討を求めるということは、そういう督促も含めてそこまで戻ってくれということですから、含まれているということで。

そのほかありますか。

○櫻井繁行委員

14ページ、15ページのところで、多少文章を柔らかくということで、委員長、副委員長にある程度委ねたいというふうに思うんですが、報告書の中で、どこだっけかな、忘れちゃった。作為的とかという文章がありましたよね。どこでしたっけ。結果報告書の15ページのほうでしたっけ。

[「下段のほう」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員

そうですね、失礼しました、15ページの下から6行目、ここはましてや土地負担額と後に1.6倍に膨れ上がる解体費用を天秤にかけ承認させる事務局の行為は、コンプライアンスに反する、あつてはならない行為と言わざるを得ないというのはいいと思うんですが、この前の文章ぐらいいは削除しても文言は伝わらるので、この決定過程には法令違反であり、作為的と言わざるを得ないというのはある程度主観的なものが入っていると思うので、その辺は少し削除して、土地負担額というふうに言っても文章は十分伝わると思いますので、そういったところでまとめてはどうかという、私としての意見を委員長のほうに述べさせていただきます。

○設楽健夫委員長

では、この項目については、ましてや、その決定は法令違反であり作為的と言わざるを得ないは消すということでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

消します。

[「あとはありません」と呼ぶ者あり]

○環境保全課課長補佐（飯島裕市君）

執行部のほうからすみません、特段今日資料を用意してはございませんが、震台のほうのホームページのほうには、解体工事に係る入札の結果が8月1日に公開されました。そちらの資料の中では、4社が札入れに参加をいたしまして、落札された金額が税抜きで6億7400万、税込みにいたしまして7億4140万というような落札結果が公表されておりましたので、ご報告申し上げます。

[「落札業者は」と呼ぶ者あり]

○環境保全課課長補佐（飯島裕市君）

前田・小林特定建設工事共同企業体ということでございます。

○設楽健夫委員長

はい、分かりました。8月1日ね。

[「1.6倍という計算」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

これはまだそれが分かっていないときのやつだよ。

では、それで議長のほうには出していきたいというふうに思いますけれども、執行部のほうにもこのことは議長を通して伝えてもらおうと。相手方に対して、こういうふうにまとまったというのは11のところだけで、その以前のところは経過資料ですから、どういうふうにするのかは判断していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

これ報告書は仕上がったようなんですけれども、そうすると、これは9月の議会で議決案件になると思うんですけれども、議決した後、今度この報告書を霞台厚生施設組合に持っていくわけじゃないんですから、あくまでもこれは議長に対する報告書であって、それを要するに今度は決議案という形で、議決案件として提案するようになるかというふうに思うんですけれども、その辺のところの段取りとか、その辺のところまでやっておいたほうがいいんじゃないかなと思いますので、一応提案させていただきます。

○設楽健夫委員長

議決案件については11以降の議決案ということでまとめていきたいと思います。経過は今までの経過資料ということでどうするかは決めていただきたいですけれども。

○矢口龍人委員

流れと、それから原案ですね。原案のほうも正副委員長のほうで作成いただければいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○設楽健夫委員長

はい、分かりました。

よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

では、以上をもちまして本委員会を終結させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

長い間ありがとうございました。御礼申し上げます。

散 会 午後 3時06分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会

委員長 設 楽 健 夫